

匝瑳市人権施策推進指針

自分も相手も大切にできる
社会の実現に向けて

令和3年8月

匝瑳市

目次

1	はじめに	1
2	指針の基本的な考え方	1
(1)	指針策定の趣旨	1
(2)	指針の目標	1
3	人権施策のあり方	1
(1)	意義・目的	1
(2)	実施主体	2
(3)	現状とあり方	2
4	人権施策の推進方策	2
(1)	人権課題に対応した取組	2
①	女性	2
②	子ども	3
③	高齢者	3
④	障がい者	4
⑤	外国人	4
⑥	感染症患者	4
⑦	犯罪被害者とその家族	4
⑧	インターネットによる人権侵害	5
⑨	災害時における配慮	5
⑩	さまざまな人権をめぐる問題	5
(2)	あらゆる場における人権施策	5
①	家庭	6
②	学校	6
③	地域社会	6
④	職場	6
(3)	人権に関わりの深い職業に従事する人に対する啓発など	7
5	指針の推進に向けて	7
6	用語解説	8

* 本文の中で「*」を付した言葉は、用語解説に掲載しています

1 はじめに

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が、かけがえのない存在として生存と自由を確保し、誰もが幸福に生きるために欠かすことのできないものです。

人権尊重の理念とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合うこと、すなわち、自分を大切にし、他の人を大切にして互いに認め合うことです。

「匝瑳市人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）は、このような理念のもと、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定（策定）、平成23年4月1日閣議決定（変更）」、「千葉県人権施策基本指針（平成16年2月）」及び「千葉県人権施策基本指針（改定）（平成27年2月）」との整合性を図るとともに、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

2 指針の基本的な考え方

（1） 指針策定の趣旨

本指針は、本市が実施する人権に関する施策についての基本方針を示すものであり、今後この指針に沿って必要な施策を進めていくこととします。

（2） 指針の目標

本指針は、市民誰もが人権尊重の理念について理解を深め、互いに尊重し合い、認め合い、支え合いながら、共に生活できるよう「自分も相手も大切にできる社会」の実現を目標とします。

3 人権施策のあり方

（1） 意義・目的

互いの人権を尊重し合うためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、一人ひとりの人権意識を高めていく必要があります。

このため、市民誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進め、人権への理解を深められるさまざまな機会を提供します。

(2) 実施主体

人権施策推進の実施主体は、市、市教育委員会のほか、市内の学校、人権擁護委員協議会、社会教育関係団体、事業所など、人権問題に対応する関係団体とします。

(3) 現状とあり方

本市ではさまざまな機会において、人権に関する施策に取り組んできました。

しかし、令和2年11月に実施した「第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査」では、男女の役割分担についての社会通念などが根強いと回答した人が6割を超えるなど、社会的・文化的性差に対する認識が課題となっています。

人権施策は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であり、その自主性を尊重しながら進めていくことが大切です。

また、指針の推進に当たっては、国・県・関係機関などとの連携を図りながら、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、必要な施策を展開していきます。

4 人権施策の推進方策

(1) 人権課題に対応した取組

人権尊重の理念に関する理解を深めるには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を社会の中で具体的な問題として捉え、個別の課題に積極的に取り組んで解決していくとする視点との両面からのアプローチが大切です。

そこで今日重要な課題とされている女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、災害時における配慮、さまざまな人権をめぐる問題について、これまで進めてきた取組や今後の方針などを踏まえ、次のように人権施策を推進します。

① 女性

現在、関係法令の整備などにより、女性を取り巻く環境の整備が進んできていますが、依然としてさまざまな場面で、性別による固定的な役割分担意識や差別待遇が存在しています。

また、ドメスティック・バイオレンス*やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*など、性に起因する人権侵害は引き続き、深刻な社会問題となっています。

あらゆる世代の市民が生涯を通じ、男女共同参画の意識を高める学習機

会の充実を図ります。

また、性に起因する人権侵害を当事者だけの個別な問題ではなく、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重大な社会問題として捉え、関係団体との連携を図りながら、根絶に向けた広報・啓発を一層強化するとともに、相談体制の充実や、被害者の保護と支援に重点を置いた取組を推進します。

② 子ども

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化に起因したさまざまな課題があります。

「匝瑳市で子育てをして良かった」と実感できるように、保護者をはじめとする地域に住む全ての人々が、子どもの健やかな成長を願い、子育てへの関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていくことが重要となっています。

本市では、子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子どもや家庭に関する相談や青少年の健全育成に向けた施策を家庭、学校、地域、関係団体などとの連携により計画的に推進します。

特に「子どもの権利を守るまちづくり」に重点を置き、子どもも一人の人間であるという観点から、一人ひとりの意見や考えを尊重し、自立した豊かな人間性を育む環境づくりを目指し、子どものいじめや不登校、虐待の早期発見・早期対応や、経済的な面での支援などに対する相談支援体制の強化を図ります。

③ 高齢者

「令和2年版高齢社会白書（内閣府 令和2年8月）」によると、先進諸国の高齢化率*では、我が国は平成17年に最も高い水準となり、今後も高水準で推移していくことが見込まれています。

本市の高齢化率は、令和2年4月1日現在で34.5%と国（28.6%）及び県（27.0%）を上回っています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができ、経済的・精神的に豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられ、さらに、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担っていくことが重要となっています。

このため、高齢者が地域で安全・安心に暮らしていけるよう、関係機関や諸団体との連携協力体制を整備します。

高齢者の地域での生活を支え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる、「地域包括ケアシステム*」

の構築を推進します。

④ 障がい者

今日、障がい者が地域社会で暮らしていく上で、他者から理解を得られない、職場で不利益を被るなどさまざまな問題があります。

「障がいのある・ない」によって分け隔てられることなく、地域社会の誰もが人格と個性を尊重し合って共に生活できるようになるためには、障がい者が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、あらゆる活動に参画できるよう、周りの人がそのことに理解を示し、協力をしていくことが何よりも重要です。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会*の理念の普及を図るとともに、障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や、手助けができる力を身につけられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進します。

また、関係機関や地域団体及び市障害者自立支援協議会などと連携し、障がい者への虐待防止の取組を進めます。

⑤ 外国人

外国人が生活する中で、国籍・人種・文化・生活習慣・価値観の違いなどへの理解不足による偏見や差別が生じたり、言語の違いから十分な意思疎通ができず、適切な相談・支援を受けられないといった問題があります。

国際的視野に立って、同じ地域社会の一員として、異なる文化や習慣などの多様性を認め合いながら、互いの人権を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育て、安心して暮らせる多文化共生の実現に取り組んでいきます。

⑥ 感染症患者

病気に関する医学的な知識不足から、ハンセン病や肝炎患者、H I V*や新型コロナウイルスなどの感染者、その回復者及び家族、医療従事者などに対する偏見や差別意識、ワクチンハラスメント*といったさまざまな人権問題が生じています。

病気などによる差別や偏見を解消するため、正しい知識の普及と情報提供などに努めます。

⑦ 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族は、犯罪によって直接的な被害だけでなく、周囲の心ない中傷や無責任な噂などにより、精神的な苦痛などの二次被害を受けることがあります。

犯罪被害者とその家族が置かれている状況とその困難を正しく理解し、受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、その平穏な生活が確保されるよう、国・県・関係機関と連携して、必要な情報提供や適切な相談に対応できる体制の充実を図ります。

⑧ インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して、インターネット上に他の人への誹謗・中傷や差別を助長する表現など個人や集団にとって有害な情報の掲載、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権を侵害する問題が発生しています。

個人のプライバシーなどに対する正しい理解を深めるとともに、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルを理解し、インターネットの正しい利用について広報・啓発に努めます。

⑨ 災害時における配慮

平成23年3月に発生した東日本大震災や、令和元年9月に発生した令和元年房総半島台風（令和元年台風15号）及び同年10月に発生した令和元年東日本台風（令和元年台風19号）など、大規模災害における避難所開設において、災害時要配慮者や女性に対する十分な配慮が行き届かなかったことや、福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくに関する避難者への偏見や差別などの人権侵害が問題になりました。

災害時にも要配慮者などの人権が尊重されるよう、要配慮者や避難者などの視点に立った施策を推進します。

⑩ さまざまな人権をめぐる問題

刑を終えて出所した人、LGBT*などの性的少数者、被差別部落出身などを理由とする偏見や差別、プライバシーの保護や、北朝鮮当局によって拉致された被害者とその家族に対してなど、さまざまな人権問題が存在していることから、違いを認め、多様性を受け入れられるような環境づくりが大切です。

これらの問題においても、全ての人の人権を尊重するという視点に立ち、啓発活動の推進に努めます。

(2) あらゆる場における人権施策

人権施策は、資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、長期的に継続して取り組んでいく必要があります。

このような観点から、家庭や学校、地域社会、職場といった市民生活の

あらゆる場において、情報の提供に努め、これらが相互に連携し、それぞれの役割を担いつつ、市民一人ひとりが暮らしの中で、人権を尊重した生き方と豊かな人間関係づくりを進めるための施策を推進します。

① 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」といわれ、なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育む中で、基本的な社会のルールなどを教えていくことが大切です。

このため、子育てに関する相談や支援体制の充実、温かい親子関係を育む体験学習などを学校や地域と連携を図りながら進めます。併せて、家庭における人権啓発も推進します。

② 学校*

学校においては、教育の中立性に基づいて、園児・児童・生徒の発達段階に十分配慮しながら、全ての命を尊重する心を持つ人材の育成を図ります。

特に幼稚園においては、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、園児の発達の特性を踏まえ、相手を尊重する気持ちで行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えが育まれるように努めます。

③ 地域社会

地域は、市民一人ひとりが日常生活や地域活動などを通じて、さまざまな人権問題などについて理解を深め実践する場です。公民館などにおける社会教育活動やPTA、青少年団体、子ども会、自治会、ボランティア団体、市民サークルなどを中心として、人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、市民が主体となって社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動などが活発に展開できるよう支援します。

④ 職場

近年、長時間労働による過労死や、就職活動や職場におけるハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、企業における人権問題が大きく取り上げられています。

人権に関する取組が企業活動などに影響を与えることから、人権の観点からこれを見直そうとの動きが高まっています。

そのため、事業所などが自主的に行う人権尊重の視点に根ざした研修活動を支援します。

(3) 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する啓発など

『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（人権教育のための国連10年推進本部 平成9年7月）によると、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、更生保護関係職員、教員・社会教育関係職員、医療従事者、福祉関係職員、消防職員、警察職員、公務員などが挙げられています。

このような職業に従事する人は、特に人権尊重の理念について正しく理解し、人権尊重行政の担い手でもあることを強く自覚して、人権尊重の視点から担当する業務を遂行することが重要です。このため、それぞれの関係機関における広報・啓発を進めます。

5 指針の推進に向けて

- (1) 本指針の推進に当たっては、国・県・関係機関などと密接な連携を図ります。
- (2) 本指針の進行管理に当たり、市が実施主体となる施策に係る進捗状況を庁内組織である匠瑤市人権施策推進会議において評価し、必要に応じて見直しを行います。

6 用語解説

P. 2 【ドメスティック・バイオレンス】

配偶者、元配偶者や恋人などパートナーからの暴力のこと。

P. 2 【セクシュアル・ハラスメント】

性的嫌がらせや、相手側の意に反した性的な言動のこと。

P. 2 【マタニティ・ハラスメント】

妊娠・出産・育児休業などを理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

P. 3 【高齢化率】

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のこと。

P. 3 【地域包括ケアシステム】

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みのこと。

P. 4 【共生社会】

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

P. 4 【HIV】

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の頭文字をとったもので、人の免疫細胞に感染・破壊して、免疫不全を発症させるウイルスのこと。HIVに感染しただけではエイズ（後天性免疫不全症候群）とは呼ばない。

P. 4 【ワクチンハラスメント】

ワクチンの接種の強制や、接種を受けていない人に差別的な扱いをすること。

P. 5 【LGBT】

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：心の性と身体の性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

のこと。

その他に

Q：①性自認や性的指向が明確でない人、または意図的に決めていない人（Questioning：クエスチョニング）

②性的少数者の総称の一つ（Queer：クィア）

＋：上記以外の性を示す（プラス）

を加えた「LGBTQ+」と表記をすることもある。

P. 6 【学校】

学校教育法による、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門校のこと。